

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和4年度第2回）	
日時	令和5年1月24日（火）14時00分～15時57分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、植田委員、小林委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川委員、奥田委員、山田委員、安田委員、佐々木委員、田嶋委員、横倉委員、手島委員、堀向委員、笹谷委員、森安委員、根本委員、相田委員、櫻井委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長・高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長・地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、保健福祉部管理課長、在宅医療・生活支援センター所長
	事務局	近藤、山本、佐藤
欠席者	石川委員、成瀬委員、笹谷委員	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の開設について 2 地域密着型サービス事業所の指定（区内）について 3 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 4-1 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について 4-2 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区外）について 5 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 6 令和4年度版 すぎなみの介護保険 7 （仮称）杉並区高齢者施策推進計画（杉並区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定について 8 長寿応援ポイント事業の見直しの基本的な方向性について <p>参考資料 在宅医療地域ケア通信 第27号・第28号 参考資料 委員名簿【席上配付】</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長挨拶 2 新委員紹介 3 令和4年度第1回杉並区介護保険運営協議会会議録の内容確認について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の開設について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定（区内）について (2) 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について (3) 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定について <ol style="list-style-type: none"> ①地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について ②地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区外）について (4) 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について (5) 「令和4年度版 すぎなみの介護保険」について (6) （仮称）杉並区高齢者施策推進計画（杉並区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定について (7) 長寿応援ポイント事業の見直しの基本的な方向性について 	

	6 その他
会議の結果	<p>1 地域密着型サービス事業所の開設について（了承）</p> <p>2 地域密着型サービス事業所の指定（区内）について（報告）</p> <p>3 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について（報告）</p> <p>4-1 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について（報告）</p> <p>4-2 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区外）について（報告）</p> <p>5 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について（報告）</p> <p>6 「令和4年度版 すぎなみの介護保険」について（報告）</p> <p>7 （仮称）杉並区高齢者施策推進計画（杉並区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定について（報告）</p> <p>8 長寿応援ポイント事業の見直しの基本的な方向性について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和4年度第2回杉並区介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、成瀬委員からご欠席の連絡を受けております。あと、櫻井委員から遅れてこられるとの連絡を頂いております。まだちょっとお見えになられていない方もいらっしゃると思いますが、始めたいと思います。</p> <p>では、初めに、高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
高齢者担当部長	<p>皆さん、こんにちは。高齢者担当の北風と申します。今年もよろしくお願いいたします。</p> <p>この協議会も、前回ちょっと議題が少のうございまして、会長とご相談をして1回休止させていただきましたので、7か月ぶりというお久しぶりの開催になりました。その間、ご案内のことかと思えますけれども、岸本区長が7月に就任をいたしまして、早くも半年たったところでございます。区長が代わったときに大体私ども、事業の概要であるとか、課題みたいなものをご説明するんですけども、その資料も今公開をされています。</p> <p>その中で、特に認知症対策について関心をお持ちのようで、私どもにもはっきり事業を進めるようにというご指示がありました。特に浴風会の中に認知症の研究・研修センターが、全国で3つしかないんですけども、それが杉並区内にあるということで、そことの連携をしっかりと図って事業を進めるようにというご指示がありました。これまでも研修等でセンターにはいろいろとお世話になってきたんですけども、今後いろいろ私どもの事業に対するアドバイスであるとか、研修を引き受けていただくようなことで協定を結ぼうかなと、今準備を進めています。来年度から研修センターのほうとも連携を深めて、認知症対策をしっかりとやっていこうというところでございます。</p> <p>今日は大変寒いところお集まりいただきまして、明日は10年ぶりの寒さだそうなので、お風邪を引きませんようにお気をつけいただきたいと思います。今回は、例年の議題、報告に併せまして、私ども、長年検討してきた長寿応援ポイントを今見直ししているところです。これについて委員の皆さんに少しご意見を聞きたいということで、資料がちょっと間に合いませんので、別便になってしまって申し訳ないんですけども、ご意見を頂きたいと思っています。ぜひ忌憚のないご意見を頂いて、それをもとに検討を進めていきたいと思っています。本日もよろしくどうぞお願いいたします。</p>

高年齢者施策課長	<p>本日、区の幹事ですけれども、障害者施策課長、保健サービス課長が所用により欠席となっておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、次第の2に移らせていただきます。新委員の紹介でございます。</p> <p>今回、杉並区民生委員児童委員協議会からご推薦を頂きました委員の退任に伴いまして、新たに委員をご推薦を頂きました。新たに委員となられた委員の席上には委嘱状をご用意させていただきました。これにより委嘱状伝達式に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、新たに委員となられました委員から一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆様、初めまして。こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、成田地区民生児童委員協議会の委員です。今後ともどうぞひとつよろしく願いいたします。</p> <p>何しろ去年の12月にかなり大きな改選がございまして、その席で選挙により成田地区民生児童委員協議会の中で会長という職を仰せつかりました。まだまだ何も分からないところではありますが、今後ともどうぞひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>
高年齢者施策課長	<p>ありがとうございました。新しい委員名簿につきましては席上に配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>それでは、これ以降は会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。先ほど部長のお話にあったように、前回は議題がなくて1回飛ばしましたので、7か月前が前回ということになります。ものすごく暑い日で、部長の宿敵の南風がビュービュー吹いているような日だったんですが、今日は部長に追い風が吹いているという寒い日です。寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は議題は1件しかございませんが、第2回に予定していたものを含めて報告事項がたくさんありますので、いつものように活発にご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の確認から入っていききたいと思います。お願いいたします。</p>
高年齢者施策課長	<p>次第のほうを御覧いただければと思います。本日は議題が1件、報告事項が7件ございまして、資料番号は資料1から資料8までとなっております。</p> <p>なお、先ほど部長からの挨拶にもありましたが、資料8につきましては後から郵送をさせていただいたので、もし届いていない方がいらっしゃれば、お手を挙げていただければお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それから、議題や報告事項ではございませんけれども、「在宅医療地域ケア通信 第27号・28号」をつけさせていただいております。</p> <p>また、参考資料として先ほどお伝えいたしましたけれども、委員名簿のほうも席上に配付させていただいております。資料については以上でございます。</p>
会長	<p>資料がない方、いらっしゃいますか。特に後から郵送された長寿応援ポイントは届いていないことがあろうかと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。最初に、前回の議事録の確認ということですが、7か月前の話なので大分忘れていられるかもしれませんが、何かお気づきのことがおありの方、いらっしゃいますか。</p> <p>私のほうで気づいたのが1か所だけ。最後のページの上のほうだったかと思うんですが、フレイルの話で、英語の「f r a i l」の翻訳語を「フレイル」にしたと書いてあるんですが、英語では「f r a i l t y」なんですね。</p>

	<p>英語の「f r a i l t y」を日本語の「フレイル」と訳したということだけ私は気づきました。</p> <p>ほかにお気づきの方、いらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、前回の会議録は承認されたということにさせていただきます。</p> <p>続いて、議題のほうに移ってまいります。「地域密着型サービス事業所の開設について」です。介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>介護保険課長です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座でご説明させていただきます。</p> <p>資料1を御覧ください。「地域密着型サービス事業所の開設について」でございます。</p> <p>本日、新任の委員の先生もいらっしゃるので、少しご説明させていただきますと、地域密着型サービスというものがございまして、これは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、区市町村指定の事業者が地域住民の方に提供するサービスでございます。こちらの事業所は区市町村が指定をいたしますけれども、区がこの指定をする場合には、被保険者その他関係者の方の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることとされてございますので、本日ご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>それでは、ご説明に参ります。介護保険法第78条の2第7項に基づきご意見を伺います。本日は認知症対応型共同生活介護でございます。</p> <p>(ア)施設の概要です。施設の名称が(仮称)ケアパートナー下井草、開設予定地が杉並区下井草二丁目15番19号、定員が3ユニット、27名、開設予定年月日が令和6年4月1日、圏域は井草でございます。</p> <p>(イ)施設を運営する法人の概要ですが、法人名称がケアパートナー株式会社、代表者氏名、所在地は記載のとおり、現在行っている事業は訪問介護ほか記載の事業でございます。</p> <p>それでは、(ウ)添付資料を御覧ください。別添1-1が事業概要書でございます。</p> <p>1、法人について、2、計画概要については今ご説明したとおりですが、その下の土地・建物の面積でございます。敷地は659.62平米、延べ床面積が699.60平米でございます。</p> <p>3、職員体制及び研修計画ですが、職員は管理者1名、計画作成担当者3名(内ケアマネジャー1名)、介護職員30名(内常勤24名)といった体制でございます。年次研修の内容は記載のとおりであります。</p> <p>それでは、裏面を御覧ください。</p> <p>4、サービス提供計画は記載のとおりでございます。</p> <p>その次、5、資金計画でございます。開設時合計3,300万円、運営費3か月分3,600万円の合計6,900万円、全て自己資金で賄うこととしています。</p> <p>6、収支計画及び利用者見込み数でございますが、この表の下、利用者の数は12名、16名、20名、23名、25名、27名という伸びを計画しております。開設から4か月後の令和6年8月に黒字化を見込んでいる状況でございます。</p> <p>7、運営理念・運営方針は記載のとおりでございます。</p> <p>続いて、別添1-2を御覧ください。案内図でございます。</p> <p>西武新宿線下井草駅の南側、银杏稲荷公園の隣地でございます。</p> <p>続いて、別添1-3を御覧ください。平面図でございます。</p> <p>2枚組みとなっております。こちらは3階建ての建物でございまして、1枚目が1階平面図、2枚目が基準階平面図ということで、2階と3階が同じ平面図となっております。いずれも居室、食堂・居間、キッチン、浴室と</p>

	<p>いったような配置となっております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会長	<p>旧早稲田通りのちょっと東側というような位置かと思います。</p> <p>1か所、念のため説明を追加していただけますか。オーナー創設型ということですね。</p>
介護保険課長	<p>失礼いたしました。1-1の事業概要書の裏面の5の資金計画の下のほうに、※で「オーナー創設型」という記載をしております。このオーナー創設型というのは、土地や建物の所有者が運営事業者はその土地と建物を貸し付けるといった形で運営を行うものでございます。実際に本人が所有して本人が運営するものと、オーナー創設型とって、人に貸して運営するという2種類がございます。</p>
副会長	<p>こういうもの場合、利用者の負担、食費とかそういうのが本来は資料としてついてくるべきだと思うんですけども、それはないですね。</p>
介護保険課長	<p>資料としてはおつけしておらず、申し訳ございません。ちょっとご報告させていただきますと、利用者の保証金が19万6,000円、その他の光熱費や管理費とかを含めたものが月々18万3,000円でございます。失礼いたしました。食材費3万9,000円を含めて月額使用料が合計18万3,000円でございます。</p> <p>内訳を詳しく申し上げます。家賃が9万8,000円、食材料費が3万9,000円、光熱水費が2万1,000円、管理費が2万5,000円、これらを合計すると、18万3,000円でございます。</p>
会長	<p>介護保険のサービス費、自己負担分はこの18万3,000円の上に乗っかってくると。</p>
介護保険課長	<p>おっしゃるとおりでございます。</p>
会長	<p>ということになります。</p>
委員	<p>これ、初期費用は……。</p>
介護保険課長	<p>保証金は別途、19万6,000円が必要になります。</p>
委員	<p>保証金だけで。</p>
介護保険課長	<p>保証金だけですね。</p>
副会長	<p>それと、この手の施設は今大変で、特に東電の値上がりが決定して、それでもこの光熱費でいくんでしょうかね。できた途端、値段が変わるといったらちょっと大変ですね。</p>
介護保険課長	<p>今のところ変わるという話は聞いてございません。</p>
会長	<p>ただ、開設予定は来年の4月ですから。</p>
介護保険課長	<p>そうですね。令和6年の4月です。</p>
会長	<p>それまでに変えざるを得なくなることはあり得ますよね。</p>
介護保険課長	<p>あり得るということです。</p>

会長	だから、あくまでも現在想定されている金額だということでご理解いただきたいと思います。 この地域って、グループホームがたくさんあるところですよ。
介護保険課長	そうですね。ほかの地域に比べれば、比較的多いところでございます。
会長	区内の稼働率はどうなんですか。
介護保険課長	区内全体的にかなり入居率が高いと聞いてございます。
会長	委員、何かありますか。
委員	運営方針のところを読んでいましてちょっと気になったのが、「お客様」という言葉が出てくるんですけども、一方で「入居者様」という言い方もしていて、その辺はどのような理念で考えていらっしゃるのかなど。ちょっと私は「お客様」というのには違和感があったんですけども、何かその辺の理念のようなどは聞いていますか。
介護保険課長	大変恐縮ですが、そこまでは確認をとってございません。
会長	前回もありましたけれども、こうやって提出された文章の推敲がかなり不足している例があって、書き直してくださいねというのがあったぐらいで、これも「お客様」になったり、「入居者様」になったり、こういうところはちょっとチェックして、これから広報されるんでしょうから、広報されるまでに統一するようにうまくご指導いただけたらいいかと思います。
介護保険課長	今頂いた意見は事業者に伝えさせていただきます。
会長	あと、以前からしばしば指摘されていたのが医療関係ですよ。どうなりそうですか。
介護保険課長	協力医療機関は定めることとなっております、それは医師会のお医者さんをお願いしてくださいということはおもう事業者にお伝えしてございます。
会長	ほかいかがでしょうか。
委員	利用者の視点から2つお聞きしてみたいと思います。3番の「職員体制及び研修計画」という中で、月ごとに大変水準の高い研修が予定されているようで、今までこのように細かく1年間の研修予定を書いて出されたところは余りなかったかと思うんですけども、質の高いケアを行うためにはとても大切な学びだと私は思います。実際の実施方法はどのような形態で行う予定なのか、私も高齢者などに関わる職種におりますので、事業所さんなどではどのように行っているのかお聞きしてみたいと思います。 あともう1つ、図面のほうで、3階建ての27人対応の建物のようにですけども、車椅子トイレなどがある関係で、例えば災害時、避難用の屋外スロープなどはこういう建物については義務づけられていないのでしょうか。設置基準などがあるようでしたら知りたいなど。勉強として教えていただけたらと思います。お願いいたします。
介護保険課長	最初の研修の具体的な実施方法ですけども、どのようなやり方をするかは事業者が実際に行っていくものだと思いますので、区としては把握してございませんが、オンラインですとか、多分いろんな方法があると思いますので、事業者の方がやっていくのだと思います。 次に、屋外用のスロープというのは、建築基準法等でそういった定めはな

	いので、こちらで把握している限りでは特に定められていないのかなといったところでございます。
委員	屋外階段というのがついていますから、非常時には職員が車椅子利用の方などを抱えて運び出すみたいなことになっていくんでしょうか。
介護保険課長	恐らくそうなるだろうと理解してございます。
委員	ありがとうございました。
会長	この4月というのは、今年の4月からという意味ですかね。
介護保険課長	来年、令和6年の4月ですね。
会長	開設してから慌てて始める……。
介護保険課長	こちらの事業概要書に記載のは令和6年4月以降だと思うんですが、当然、開設前に事前研修等は別途行うものと思います。
会長	ほかいかがでしょうか。
副会長	細かいんですが、直していただきたいんですが、真ん中の職員体制のところ、「ケアマネージャー」になっていますけれども、「ケアマネジャー」です。
介護保険課長	失礼いたしました。修正いたします。
会長	よろしいですか。特にご意見、ご質問がなければ、本件は承認されたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ありがとうございました。承認されました。 それでは、今度は報告事項のほうに移ってまいりたいと思います。 まず、地域密着型サービス事業所の区内の指定、それから区内の廃止、両方続けて介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	それでは、資料2と資料3、続けてご説明いたします。 まず、資料2を御覧ください。 「地域密着型サービス事業所の指定（区内）について」でございます。介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。 本日は地域密着型通所介護1件でございます。事業所名称が笑い声東高円寺Ⅱ、所在地が杉並区和田一丁目42番7号、法人名が株式会社Orchestrer、所在地、代表者氏名は記載のとおり、指定年月日は令和4年12月1日でございます。 本件は、昨年6月24日の令和4年度第1回介護運協で意見聴取したものでございます。当初、10月1日開設予定でございましたが、工事の遅延により12月1日開設となったものでございます。 引き続きまして、資料3を御覧ください。 「地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について」でございます。介護保険法第78条の5第2項、第115条の15第2項による廃止についてご報告いたします。こちらも地域密着型通所介護（療養通所介護）1件でございます。 事業所名称がローズ療養通所介護、所在地が杉並区高円寺南四丁目29番2号 高円寺メディカルプラザ1階、利用定員が3名、法人名が株式会社ラ

	<p>イフサイクロペディア、所在地、代表者氏名は記載のとおり、廃止年月日は令和4年9月30日、廃止の理由は事業継続が困難なためでございます。こちらの療養通所介護というのは、がん末期の方ですとか、難病をお持ちの方を対象にするデイサービスでございます。どちらかという、がん末期とか難病の方でございますので、その介護者の方のレスパイトや休息といったデイサービスの意味合いが強いのかなと思ってございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会長	<p>初めての方がいらっしゃいますので、ちょっと追加で説明をしますと、まず、指定する場合には1回ここで議論をして、その後、介護保険課から必要な指導などをしていただいた上で開設にして、そして、その開設が終わった後に改めて報告がくるという形になっています。長い間いろいろな形を試行してきましたんですが、この形が一番スムーズだろうということで、あらかじめご議論いただいて、その意見を踏まえて開設に至ったら、その報告を頂くということです。廃止の場合は特にそういうことはありませんので、廃止の手続が終わったところで廃止の報告がくるということになります。そういう2件でした。よろしゅうございますね。</p> <p>そうしましたら、その次に移りたいと思います。これは法人変更に伴う指定です。資料の4になります。続けて介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>それでは、資料4-1を御覧ください。</p> <p>「地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について」でございます。介護保険法第78条の5第2項、第115条の15第2項による廃止、介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。</p> <p>本日は地域密着型通所介護3件でございます。3件いずれも同じ法人変更によるものでございます。</p> <p>1件目、事業所名称がリハビリフィットネスゆずりは永福町、所在地が杉並区永福四丁目22番6号、利用定員は18名、もとの法人名が株式会社ベンチャーバンク、所在地が東京都港区北青山一丁目2番3号、代表者氏名が鷺見貴彦、新しい法人名が株式会社LAVA International、所在地、代表者氏名は変わりません。変更年月日は令和4年9月1日、変更の理由は法人変更（吸収合併）でございます。</p> <p>続きまして、2件目、事業所名称がリハビリフィットネスゆずりは永福町2号店、所在地は杉並区和泉三丁目46番11号 ハイライフ長岡1階、利用定員は18名、もとの法人名以下は先ほどと同様でございます。</p> <p>続いて、裏面を御覧ください。3件目、事業所名称がリハビリフィットネスゆずりは高井戸、所在地が杉並区宮前一丁目3番6号 パインハイム1階、利用定員は16名、もとの法人名以下は先ほどと同様でございます。こちらについては以上でございます。</p>
会長	<p>区外もですね。同じく。</p>
介護保険課長	<p>では、資料4-2、「地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区外）について」でございます。</p> <p>介護保険法第78条の5第2項、第115条の15第2項による廃止、介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。</p> <p>こちらでも地域密着型通所介護1件でございます。事業所名称がリハビリフィットネスゆずりは千歳烏山、所在地が世田谷区南烏山五丁目1-10 タナック千歳烏山、利用定員が15名、もとの法人名以下は先ほどの区内と同様</p>

	でございます。こちらについては以上でございます。
会長	地域密着型ということなので、区が指定をすることになるのですが、区民の方が区外の事業所を利用している場合があって、これが区外の区分になります。いずれも同じ法人の吸収合併で変更がされたということですが、職員さんとか利用者さんへの影響はあるんですか。
介護保険課長	職員にも利用者にも影響はないということでございます。
会長	運営法人だけが変わったということの報告でした。よろしゅうございますか。ありがとうございます。 それでは、その次、行きましょう。今度は区外のサービス事業者の指定ということになります。資料の5になりますね。介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	それでは、「地域密着型サービス事業所の指定（区外）について」でございます。介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。本日、地域密着型通所介護2件でございます。 1件目、事業所名称がNANAIRO COOKING STUDIO成城、所在地が東京都世田谷区千歳台3-6-1、法人名が株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ、所在地、代表者氏名は記載のとおり、指定年月日は令和4年8月1日です。 2件目、事業所名称がサロンデイ西立川、所在地が東京都昭島市東町4-11-15 パークサイドレインボー1階、法人名が株式会社サロンデイ、所在地、代表者氏名は記載のとおり、指定年月日は令和4年8月1日でございます。こちらについては以上でございます。
会長	先ほど申し上げたように、杉並区民の方がよその自治体が指定している事業所を利用した場合に、いわば形式的に杉並区も指定しなければいけないということで、こういう手続を経ているということでございます。よろしゅうございますね。 では、その次に行きましょう。「すぎなみの介護保険」ですね。介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	それでは、お配りしている資料6、「令和4年度版 すぎなみの介護保険」、黄緑色の冊子を御覧ください。これは毎年作っておりまして、皆様にもお配りしているものでございます。 こちらは過去5年間の実績をまとめたデータブックとなっておりますので、見ていただきますと、杉並区の高齢者人口、認定者数の推移、どのようなサービスがどのように推移しているのか、区が取組として様々な取組をしておりますので、その過去5年間の実績がどうだったのか、そういったことが分かるものでございます。 それから、冊子の最後のほうになりますと、「介護保険制度のあゆみ」ということで、制度の始まる前から現在に至るまでの制度の移り変わりが書いてございますので、参考に御覧いただければと思います。 令和2年度と同様に、昨年度、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響による特別な対応を行ったものが幾つかございますので、その主なものについてご説明させていただきます。 まず、3ページを御覧ください。 上の表は、「申請件数と認定審査会開催の状況」でございます。表の一番下に審査会開催回数を記載しております。右から3列目、令和元年度は638回だったの対しまして、令和2年度は453回、令和3年度は484回と大幅に減少しております。これは、コロナ禍で特養や病院等、調査が困難な場合に、

要介護認定の調査を行わずに認定を最大 12 か月延長できるとする特例の影響でございまして、その特例措置の結果、審査が必要な件数も減って、結果的に審査会の回数も減ったものでございます。

次に、4 ページの上の表を御覧ください。「事業所別調査件数の状況」でございまして。

こちらにつきましても同じ特例措置の影響で、令和元年度に比べて令和 2 年度、3 年度は大幅に調査件数が減少してございます。

次に、少し飛びますが、32 ページを御覧ください。

昨年度、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合や収入が減少した場合に、介護保険料を減免するという特例措置を実施いたしました。その件数が 264 件で、減免額が 1,550 万円余となっております。

そして、前回の運協でもご報告させていただきましたが、この特例措置は今年度、令和 4 年度の介護保険料についても実施してございます。

最後にまた少し飛びますが、42 ページを御覧ください。

一番下、(9)「業務継続のための施設等従事者への PCR 検査実施」でございまして。これは、施設等において、利用者、従事者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、従事者の不安解消ですとか、業務の継続、区民サービスの維持のため、行政検査の対象とならない従事者を対象に PCR 検査を 547 件実施したものでございます。

説明については以上でございまして、委員から幾つか質問を頂いておりますので、それにお答えさせていただければと思います。

まず、同じ「すぎなみの介護保険」の 11 ページですね。「居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況」という真ん中の表です。こちらの実績で、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導はなぜ増加しているのですかというご質問を頂いております。

こちらにつきましては、これが理由ですと断定するのはなかなか難しいんですけれども、一因として、病院から在宅へという大きな流れがある中で、医療と介護の連携が進んでいることが一因かなと考えております。また、コロナが本格的に流行した後は、同じ表の中に通所リハビリテーションもございまして、通所リハビリテーションを受けていた方の一部が訪問リハビリテーションに切り換えたということも想定されます。なお、コロナ禍前からこの訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は、全国的にも杉並区でも増加傾向にございました。そういった流れでございまして。

次に、12 ページ、13 ページのところへ参ります。まず、12 ページですね。福祉用具購入費の支給が減少傾向から、令和元年から増加傾向になっていることの理由ということかと存じます。御覧いただきますと、金額で言えば令和 2 年度から令和 3 年度はほぼ横ばいに近い状況です。ただ、件数については令和 3 年度に少し増えております。

その理由といたしましては、下の網かけのところを書いてございますが、令和 3 年 4 月から受領委任払いという制度が始まったことが少し件数が増えた一因かと思っております。それまでは償還払いということで本人が全額を支払って、後から自己負担の 1 割を除き、9 割分を本人に支給するという形だったのが、本人がはなから 1 割だけ負担をすればよくて、残りの 9 割を区が事業者へ直接支払うといった制度が令和 3 年度から始まっております。このため、少し利用しやすくなった面があるのかなと思います。

ちなみに、福祉用具につきましては、平成 29 年度以前はもっと件数や金額が多かったのが実態です。これが増える傾向にあるのか、減る傾向にあるのか

	<p>かはなかなか難しいところがございます、特に表の一番上に腰掛便座というものがありますけれども、最近トイレの洋式化が進んでいることもあって、腰掛便座は需要が減っているんじゃないかと思うところがございます。</p> <p>一方で、表の下の入浴補助用具、これはバスチェアとか風呂用のすのこ等ですけれども、こちらにつきましては、高齢者の増加、要介護認定者の増加に伴いまして増える面もあるのかなと。増える要素も減る要素もあって、なかなか今後の予測が難しいところでございます。なお、購入費の福祉用具の品目が増えればまた増えるというところもあるのかなと思ってございます。</p> <p>次に、13 ページ、住宅改修費の状況でございます。住宅改修費の支給は、件数、金額は減少傾向ですかというご質問を頂いておりますが、ご指摘のとおりでございます。先ほどのご説明と類似しますけれども、やはり住宅のバリアフリー化が進んできている面があるのかなと。そういったところで、前よりもバリアフリー化、住宅改修をする必要性が減少してきているという側面はあるのかなと考えてございます。</p> <p>次の14 ページを御覧ください。14 ページの「施設サービス利用者数の状況」で、「介護老人保健施設の利用者数が増加し、老健、療養型医療施設は減少しているのですか」とお書きいただいていたんですけれども、「介護老人福祉施設が増加し」ということよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そうです。</p>
介護保険課長	<p>そうですね。分かりました。一番上の介護老人福祉施設というのは特別養護老人ホームのことでございますけれども、これは、例えば令和3年12月に特養のフェニックス杉並が開設したといったことで定員数が順調に伸びておりますので、それに従って利用者数も増えているのではないかと推測いたします。一方で、その下の介護老人保健施設以下が若干減っているのは、特養に入所することによって、老健を退所された方もいるのかなと推測してございます。</p> <p>次に、ちょっと飛びまして、38 ページを御覧ください。</p> <p>38 ページの上の「苦情・意見要望件数の状況」の一番下、「その他」は何かというご質問でございます。こちらにつきましては、制度への質問、苦情ですとか、ケアマネ等の介護従事者への苦情などを「その他」に区分してございます。</p> <p>「その他」の上に「介護事業者及び保険給付」という項目があるが、どう違うのかというところですが、介護事業者及び保険給付との違いは、事業所はいいんですけども、介護従事者が悪いといったような個人に対する苦情などを「その他」に区分してございます。</p> <p>同じページの「相談対応件数の状況」の一番下、「その他」は何かというご質問でございます。こちらについては、事業者に苦情の内容を伝えるという、事業者への伝達を「その他」に区分してございます。上から2行目に「当事者間を調整」とありますけれども、当事者間を調整した場合はこちらに区分いたしますが、単に事業者に伝達したにとどまった場合につきましては「その他」に区分してございます。</p> <p>次、39 ページに参ります。39 ページの上の「研修実績」の表の一番下、「その他」は何かというご質問でございます。こちらにつきましては、代表者、管理者研修ですとか、看護職員向けの感染症対策の研修等を区分してございます。</p> <p>委員のご質問に対する回答は以上でございます。</p>

会長	ありがとうございました。何か……。
委員	ご丁寧に全てお答えいただき、ありがとうございました。毎年この立派な冊子を頂く中で、今ご説明いただいて、本当にいろいろ詳細が分かって大変有意義だったんですが、今後、できれば解説の部分をもう少し増やしていただくと、私たち読み手にとっては、全てを網羅して書いてください、ここに載せてくださいということではなく、読み手の理解が深まるような冊子を作っていたければ大変うれしく思いますので、お手数かもしれませんが、よろしくお願いいたしたいと思います。要望です。以上です。
会長	ほかにご質問、あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいますか。 私、1つ伺いたかったのは、9ページです。給付費が増えているんですよね。348億円から390億円とかなり増えたということがあるんですが、その下のグラフを見ると、1人当たりの年間給付費のほうが伸びが大きいのかなという感じもするんですよね。つまり、全体の給付費の増えているのは1人当たりの給付費が増えているからというふうに見えるんだけど、それでいいんでしょうか。あるいは、そうだとすれば一体その理由は何か。
介護保険課長	今、会長のご指摘いただいたとおりで結構だと思うんですけども、1人当たり給付費が増えている要因も、これが要因ですとなかなか一概に言いづらいんですが、ただ、全体的に介護度が少し高くなっている側面はあるのかなとは感じております。 具体的に8ページを御覧いただきますと、全体的に認定者数は増えているんですけども、要支援1の方が少しずつその割合が減っていったのか。このため、要支援1、2の方の割合が少し減っていった、要介護1以上の方の割合が増えていると。そういったところが結局、給付費にも影響しているのではないかと考えております。
会長	関連してですが、16ページのグラフを見ると、利用率が強烈に上がっているんですよね。これも影響しているんじゃないかと思って。どうでしょう。
介護保険課長	そうですね。会長のご指摘のとおりかと存じます。
会長	認定は受けたけれども、利用しないという人が減って、認定を受けたからには利用しますという方が増えた。結果的に1人当たりの給付費が増え、そして、それに対応する格好でもって全体の給付費も増えた。こんなふうはこの2枚の図からは見えただけでも、そういう理解でよろしいでしょうか。
介護保険課長	その理解で結構かと存じます。
会長	分かりました。ほかいかがでしょうか。
委員	勉強不足で申し訳ありません。27ページと28ページについて、27ページの⑧番、栄養満点サロンの内容ですね。どのようなことをされているのか。あと、28ページの⑩番、介護予防サポーター、ウォーキングリーダー、介護予防地域リーダー、この方たちの活動内容はどんなものか、少し描けるんですけども、詳しく教えていただければと思います。
高齢者在宅支援課長	主に保健所のほうで実際には事業をしていただいているものなのでございますけれども、栄養満点サロンというのは、栄養士の方がバランスのよい料理などをご紹介したり、試食をしながら交流するという事業を65歳以上の方を対象にやっているものなのでございまして、保健センターやゆうゆう館などを会場としてやってございます。実績は記載のような状況で、令和2年、

	<p>3年あたりはやはりコロナの影響を受けて実績としてはちょっと少ない状況でございます。</p> <p>⑩番目の「地域介護予防普及のための人材育成」でございます。これは私は実感がないのでございますが、内容として分かる範囲で申し上げますと、介護予防サポーターについては区のほうで事業を実施いたしまして、育成をさせていただいているということでございます。それから、ウォーキングリーダーにつきましては、地域で活動していただいている、歩く会などをしていただいている団体がございますので、そこに委託をして養成していただいていると。それから、介護予防の地域リーダーについては、わがまち一番体操という事業をしているんですが、そこの方にリーダーになっていただいている人材育成をしているものでございます。すみません、私の分かる範囲で。</p>
委員	<p>余りコロナの影響を受けずに、人の数も余り減っていないところがうれしいところかと思えます。どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかいかがですか。</p>
副会長	<p>要介護認定が下がったというのは、一時期、厚労省は下げることが重要だと言って、和光市方式とかをすごく推奨していたことがあるんですけども、杉並区の場合は要介護認定が下がった人とか、下がった人が多い事業所を、要するにきちんと介護予防がなされているとか、そういうのを把握していらっしゃるのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>そこまでは把握できてございません。</p>
会長	<p>要介護度が下がったらそれはいいことだから、それを可能にした事業所を応援しましょうという制度ですよ。本当にそういうことってあるんですか。給付費の抑制につながるから？</p>
副会長	<p>和光市方式は、その和光市方式をずっと推奨していた方がちょっと諸事情で消える前まではすごい推奨されていたことだったので。ただ、全体的にやっぱり緩やかにしましょうと。すごい極端に少なくなることはないけれども、要介護度が上がるよりは要介護を上げない状態を維持していきましょう。そのために保険者として一体どういう試みをしているのかという考え方が重要だみたいなのがありましたよね。だから、保険者として、どうやったら要介護度を重くしないのかという。数が増えるのは高齢者が増えるから仕方ないけれども、いきなり5がたくさん出ないためには何をしたらいいのかという視点で、介護保険の運営という考え方がありましたけれども、どうでしょうね。</p>
高齢者担当部長	<p>実はそういうビッグデータを我々は持っているんですね。個人情報を外せば。それをもとに、そういった観点も含めて研究しようと思っていたんですが、残念ながら来年度は予算を切られてしまいました。そういう試み、どういうケアをすればうまくいっているかというのをぜひ研究したいという気持ちは持っているところでございます。</p>
会長	<p>例えば要介護5になった人が3になるということは余り期待できない。だけれども、3の人が4、4の人が5にすぐいってしまわないような手だて、あるいはそういう介護ができる、うまくいっているところがもしあるのであれば、それを広めることによって全体としての要介護度を抑えていくことができるはずという計算ですよ。</p> <p>でも、副会長、今のビッグデータ、ただで分析してくれそうな学者っていっぱいいるそうだけれども。</p>

副会長	そうですね。もったいない。
高齢者担当部長	厚労省のそういう予算もあって、大学で協力をしていただくところもあったんですが、残念ながら来年度はだめということで。
副会長	それは、お金を出さないで。
高齢者担当部長	100%補助なんですけれども。
副会長	分析だけだったら、うちのセンターでできる人がいますけれども。
高齢者担当部長	データはあるんですけれども。
副会長	それは後でご相談しましょう。
会長	区の、あるいは行政の立場としては、委託なら委託料をつけてやらないといけないというのがあるという姿勢ですよね。基本的な。
高齢者担当部長	既存業務を持っているので研究まではなかなか、100%人は出せないのももちろん一緒にやるんですけれども、データ整理とか、入力とかはなるべく委託をしたいという考えです。それで、分析は大学のほうにお願いをします。
会長	そのお願いをするときに、委託料をつけないでも、大学の貧乏な学者は喜んで食いついてくる……。
副会長	だから、協定か何かだけやれば、そちらからお金を出すことなく、分析だけさせてくださいというところは多分たくさん出てきますよ。お金を出すからやるんじゃないくて、自分の業績になるからみんなやりたいから、そういうふうに言っていただければ多分たくさん出てくると思います。
高齢者担当部長	今回、我々はそれだけじゃなくて、もう少しいろんな複数のテーマでやろうと思っていたので、その厚労省の委託金を使いたいと思っていたんですけれども、ポシャったので、また分析をしていただけたところがあれば、ぜひ協定等を結んでやっていただければ大変ありがたいと。私どももそういう分析をしたいという気持ちは十分持っているところでございます。
会長	期待しましょう。 ほかにいかがでしょうか。 これは、細かく読んでいったらすごくいろんなことが分かって、そして、お尋ねしたいことも次々と浮かんでくるんですが、しかし、これを読み解くのは結構大変ではありますよね。 一旦ここで切って、次の報告へ移りたいと思います。またもし時間的な余裕があるようでしたら「すぎなみの介護保険」に戻ってもいいかもしれません。そういう進め方でよろしいですか。 それでは、次に進ませていただきます。 次の計画についての話になります。これは高齢者施策課長ですね。
高齢者施策課長	それでは、資料7を御覧いただければと思います。 「(仮称) 杉並区高齢者施策推進計画(杉並区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)の策定について」でございます。こちらの計画は、市区町村では法に基づきまして老人福祉計画、それから、3年を1期とした介護保険事業計画を策定することが義務づけられております。今の計画が令和3年、4年、5年度ということで、次の新しい計画、令和6年度からの計画を今後策定していくに当たりまして、現在、杉並区高齢者実態調査なども行っているところなんですけれども、こちらの結果なども踏まえてこれから策定して

	<p>まいりたいと考えております。この策定を進めていくに当たりましては、介護保険運営協議会の皆様のご意見も伺いながら、これから検討を進めてまいりたいと思いますので、それについてのご報告というところでございます。</p> <p>1番、「計画の基本的な考え方」でございますけれども、杉並区基本構想ですとか、総合計画・実行計画、上位計画がございますので、こちらとの整合性を図ってまいります。</p> <p>それから、2つ目の「〇」です。こちらは前回の運営協議会でも少しご報告させていただきましたけれども、これまで杉並区保健福祉計画1冊で保健福祉施策全体を網羅した形で策定していたんですけれども、今後はこちらにも記載のとおり、保健福祉の各分野ごとにその取組を把握しやすくして、かつ区民を取り巻く環境の変化などに的確に対応するために、来年度からを始期とする計画のものにつきましては、「地域福祉」「障害者」「高齢者」「子ども家庭」「健康医療」と5分野の体系ごとに統合・再編をすることといたしました。</p> <p>高齢者の部門につきましては、仮称ですけれども、杉並区高齢者施策推進計画ということで、その中にこの高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を包含する形でやっていきたいと考えています。こちらの体系につきましては、裏面に参考ということで、上のほうはこれまでの計画、下が今回新たに計画する体系図ということで比較を載せさせていただいておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思っております。</p> <p>2番の「計画期間」ですけれども、先ほど触れましたように、令和6年度からの3年間でございます。</p> <p>最後、3番、「今後のスケジュール」でございますけれども、こちらは資料7、別紙を御覧いただければと思います。高齢者実態調査などの結果も踏まえまして、これから計画を策定してまいります。来年度にかけて計画の素案作成、それから計画案作成という形で、段階を踏んで計画を策定していきまして、介護保険運営協議会のほうでもその都度報告ですとか、意見聴取をさせていただければと考えております。</p> <p>ただ、区の総合計画・実行計画のほうも来年度計画改定を予定されておりますので、一応こういう形で計画を組ませていただいておりますけれども、こちらとも整合性を図りながら行いますので、若干スケジュールは前後する可能性はございます。来年度中、来年の3月までには計画を策定して公表するという形で進めたいと考えております。私のほうからの説明は以上です。</p>
会長	<p>杉並区は幾つもの計画があって、その幾つもの計画が動いているのですが、その幾つもある計画を5分野で整理し直すというのが今回の新しい考え方だそうです。さらに、法令で定められた計画であっても事業年次が違っていたりするんですよね。それで、今までのような形で一本化するの結構大変な作業なはずなのですが、高齢者の関係で言えば、この介護保険事業計画と保健福祉計画の2つだけで、しかも年次をそろえていくことができるので、よりすっきりした形でいくことができるということなんじゃないかと思いましたが、そういう理解でよろしいですか。</p>
高齢者施策課長	<p>そのようなご理解で大丈夫です。</p>
会長	<p>ご質問、ご意見がおありの方、いらっしゃいますか。</p>
委員	<p>計画を整理整頓するのは必要なことなんだと思うんですけれども、その前提として、先ほど部長が冒頭、区長が交代をしてという話があったんですが、実行計画等の一部修正がこの間あったと思うんですね。パブリックコメント</p>

	<p>も1月4日まで行われていました。</p> <p>その中身について、この高齢者分野に関わる場所は、ゆうゆう館の再編について一部見直しが行われることとか、あと住宅確保要配慮者の問題なんか少し関わるのか、その辺りについて情報提供を介護保険運営協議会の委員の皆さんにさせていただいて、パブリックコメントも実施していますよというご案内をぜひしていただきたかったなと思っているんです。10月の開催のときには到底間に合わなかったし、11月の末にそれが出されたものですので、ただ、その段階でもいいので、ぜひこの委員の皆さんには情報提供していただきたかったと思いますが、その辺りはどうでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>今回、パブリックコメントの期間が12月1日から1月4日で、確かにこの会議がちょうどない間のところだったというのもございました。あと、今回、一部高齢者の部分に関するところがありましたけれども、介護保険のところが少ないこともありまして、今回については情報提供ができなかったということでございます。今後いろいろな計画の改定なども行われますので、その内容なども含めて情報提供していきたいと考えております。</p>
委員	<p>分かりました。ゆうゆう館のことについて、杉並区ではどちらかという計画に余り出ていないというか、高齢者保健福祉計画の位置づけもしっかり位置づけられていると私は考えていないんですね。ただ、一方で他区の事例を見ますと、高齢者専用施設というものの重要性がかなりフォーカスされているところもあったりするんです。例えば中野なんかだと高齢者会館というのが15館あって、それが高齢者保健福祉計画に非常に重要なものだというので、位置づけが明記されていたりもするんですね。</p> <p>そういう点で、やはり首長が代わって大きな方針転換が、そういう方向性を少し検証していくことになったのであれば、その辺りについてもしっかりと検証していただきたいなと思いますし、例えばこういった介護保険運営協議会の議題として、これまでゆうゆう館はなかなか出てこなかったと率直に思いますけれども、そういうのについてもしっかりとフォーカスすることも必要ではないかなと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。</p>
高齢者担当部長	<p>附属機関でございますので、必要な情報を提供するのはやぶさかではないんですけれども、各附属機関というのは設置目的があって、それは具体的に条例で決まっています。残念ながらゆうゆう館については位置づけが弱いという話はそうなんだと思います。現計画においてはほとんど位置づけられていないんですけれども、まだゆうゆう館は方針が決まっていない話なので、方針が決まってからどういう計画上の位置づけをするかを考えていきたいと思うんですが、現時点では検証を来年度やるところで、来年度策定にいきますので、そこで実現するのはちょっとまだ難しいかなと思いますけれども、意識としては元気高齢者対策ということも高齢者の計画の中では重要な位置を占めているかと思うので、その辺は意識してやってまいりたいと思います。</p>
会長	<p>ゆうゆう館をめぐる論議、あるいはゆうゆう館の位置づけというのが、ここ10年、20年の間に随分変わってきていますよね。あるいはゆうゆう館が担っている、今、北風さんのお話で言うと、現役高齢者対策というんでしょうか、施策の部分なんかをどう今後つくっていくのか。それを例えば介護予防とかフレイル予防にうまくつないでいけるのかどうかという、そこら辺は本当は大事な話なんじゃないかと思うので、余り時間はないかもしれませんが、これから計画の中にうまく位置づけていけたらいいんじゃないでしょうかね。どうですか、委員。</p>

委員	<p>ありがとうございます。まさにそのとおりで、なかなか難しいところだと思うんですけども、やはり他区の事例を見ますと、この高齢者の拠点みたいなのを非常に重視していて、それは介護保険事業計画には確かに入っていないんですけども、高齢者の福祉計画のほうに結構位置づけがしっかりと書いてあるところが多いんですね。私もざっと調べたところなんですけれども。</p> <p>ただ、杉並区のほうを見ると、恐らくゆうゆう館を機能移転して、コミュニティふらっとに変えていくという大方針があるがゆえに、その辺りの位置づけが本当にほとんど書いていないというか、マップにちらっとゆうゆう館と出ているぐらいなのかと思っていて、その辺りを少しこの際見直しを検証も含めてしていただきたいというところです。</p>
高齢者担当部長	<p>敬老会館に始まって、ゆうゆう館を協働事業も含めて始めて、今回、多世代型の施設に組み込むということで、その時代ごとに位置づけが変わってきたと思うんですね。なかなか高齢者部門という、どうしても介護施設とかに注目がいきそうなんですけれども、実は一番大事なのは元気高齢者対策で、要支援にならないようにどうやって皆さん元気にやってもらうかは本当は一番大事なところなので、そこをどう位置づけるかというのが、今のゆうゆう館についても非常に難しいですよ。</p> <p>昔の敬老会館もそうだったけれども、近くのところに行ってみなでわいわい楽しくやりましょうという感じで、特に区として元気高齢者対策とは銘打っていなかったことがあって。ただ、議員がおっしゃるとおり、これからやはり10年後は団塊の世代の方が85歳を迎えるということで、いかに施設にお世話にならないで元気に過ごしていただくかということが本当に一番大きなテーマだと思っています。どこまで書けるかは皆さんのご意見を頂戴しながら、ゆうゆう館なのか、コミふらなのか分かりませんが、やはり元気な高齢者をどうやって90歳まで自分で生活できるようにするかというのは大きなテーマなので、ぜひ今後もご意見を頂戴できればと思います。</p>
会長	<p>ゆうゆう館そのものは介護保険事業の一画じゃないから、ここの守備範囲ではないんですが、そこが介護予防事業の中にうまく位置づけられてくるようになると、ここでもいろんなことを検討しなきゃいけなくなってくるんだらうなとは思いますが。ありがとうございます。</p> <p>ほかいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今のやり取りの中で、これも要望なんですけれども、岸本区長は区民の意見に耳を傾けるということを非常に言っていると思います。今のゆうゆう館のことも含めて、協議会もいろいろ議題もあり、忙しいとは思いますが、ぜひ高齢者の施策の考え方を区長からお聞きできるような時間を設けていただければと思います。</p> <p>お忙しいとは思いますが、ある意味、この協議会は本当に意見の宝庫だと思うんですね。いろんな専門家の方もいらっしゃるし。そういう会議にぜひ参加してもらって、高齢者問題についても耳を傾けていただけたらなと思いましたので、ちょっと要望として出させていただきたいと思います。検討をよろしく願いいたします。</p>
高齢者担当部長	<p>岸本区長、今いろんな団体とお会いになっていて、ゆうゆう館の説明会とか意見交換みたいなのにはちょくちょくお出ましているんですけども、高齢者の事業をどう考えているのかというところは私もリアルに余り聞いたことはないです。多分区長も何らかのお考えは、自分は団塊ジュニアと言っていましたから、団塊ジュニアが年をとるのは大変な時期なので、ひょっとすると10年後よりもっと大変なことになるかもしれない。</p>

	<p>支える人数が少なくなっちゃっているの。その辺のお考えを聞く機会が持てれば私もいいなと思います。今、非常にお忙しくて、会議も途中で帰っちゃうぐらいなので、すぐではないかもしれませんが、この協議会にぜひ来ていただいて、自分の考えを述べていただくのもよろしいかと思うので、ご要望として受け止めさせていただきます。</p>
会長	<p>圧力をかけに出てくるということはないですよ（笑）。 ほかいかがでしょう。</p>
委員	<p>障害者のことになります。今度のこの計画が各分野ごとに分かれてきちんとつくられるということに対してはよかったなと思うんですが、障害者のほうでも親も本人も高齢化を迎えていて、介護保険と両方使っていくことに対してすごく皆さん興味があって、その中でみんな言うことが、高齢者の施設をちょっと使えるといいよねということは、割と皆さん、本気で最近思っています。</p> <p>そういう意味で、共生型のサービスだけじゃなくて、障害があってもなくても、いろんな地域にある資源を使えるようになっていくために、この計画が別々につくられて、そういうところのやり取りが少なくなることは非常に怖いので、そこら辺の連携は今まで以上に。世の中の流れが丸ごと地域でという感じの考え方になっている中で、障害者、高齢者と余り分けなくて考えていってもらえるといいなと思います。よろしくをお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>ご意見ありがとうございます。私も障害者施策課におりましたので、大変よく分かります。今回の計画の策定に当たりましては、当然、高齢者の保健福祉計画、介護保険事業計画ということではあるんですけども、この高齢部門の担当課だけではやはりなかなかできなくて、地域に関することで保健、医療に関すること、あと障害、高齢と両方が関わるところとか、様々ありますので、我々の高齢部門だけではなくて、検討に当たってはそういう関連する所管課の皆さんにも入っていただいて、検討していきたいと考えております。両方それぞれ障害でも計画をつくれますし、高齢でもつくって、どちらも来年度策定していきますけれども、間に落ちないような形でやってくればと考えております。</p>
保健福祉部管理課長	<p>補足で、保健福祉部管理課長でございます。今、委員からご要望いただいた内容について、資料の裏面の計画の体系の変更の下の部分を御覧いただくと、「杉並区保健福祉計画（総称）」と書いてあるその下、本当に小さなところで書いてあるんですが、「基本理念」の下の矢印に「分野横断的に共通した取組」「保健と福祉が相互に連携した取組」とあります。これは5つの分野別計画に分けますけれども、それぞれ連携して取り組んでいくべきということで、計画の中に今頂いたようなご意見にあった具体のものが入れられるかどうかはこれからの検討になりますけれども、縦割りにした計画ではなくて、それぞれがきちんと連携していくという認識のもとつくってまいります。</p> <p>まさに今頂いたご意見の中で、例えば8050問題であるとか、ダブルケアの問題であるとか、ヤングケアラー、虐待といったようなことがそれぞれの分野でも課題となってきています。今後、そうしたものをきちんと包括的に支援していけるような体制を目指してまいりますけれども、なかなか一朝一夕にはいかないの、ここら辺はそれぞれ、保健福祉部門が中心にはなりませんけれども、いろんな部門と連携しながら取り組んでいくという考え方としてはこの計画の中に打ち出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>5つに分けると、何となく縦割りに戻るみたいな印象を持っちゃいがちなんですけども、この上のところでしっかり1本にグリップしていくんだよと</p>

	<p>いうことを、今、白井参事にご説明いただいたわけですから。よろしいですか、堀向さん。ありがとうございました。</p> <p>ほかいかがですか。これから施策課を中心に大変忙しい中で計画づくりをして、またその時々に見せていただくことになろうかと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次の報告に参りましょう。長寿応援ポイント事業の見直しについて、同じく高齢者施策課長、お願ひします。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>それでは、資料8をご用意ください。あと、途中から来られた方もいらっしゃると思いますが、資料8は最初の便で送らせていただいたものに入っていないので、後から送らせていただいています、届いていますでしょうか。</p> <p>では、よろしければ、資料に沿ってご説明させていただきます。</p> <p>この長寿応援ポイント事業なんですけれども、平成21年度から始めている事業として、高齢者の健康長寿、社会参加を応援する事業ということで始めております。多くの皆様、ご存じかと思えますけれども、一応確認ということで後ろにチラシをつけさせていただいております。こちらをちょっと御覧ください。</p> <p>どういう形でやっているかという、この事業に参加しますとポイントがつきます。どういう形でつくかといいますと、この一番下のところにもありますように、地域貢献活動、いきがい活動、健康増進や介護予防活動等、分類はあるんですけれども、これらの活動に参加をすると、ポイント対象の年齢とかはございますけれども、5ポイント、1ポイントというポイントがつく。この活動をやるに当たっては、それぞれ地域での活動をされている方が団体の登録をして、その登録をしている活動に参加するともらえるというふうにご理解いただければと思っております。この活動に継続して参加していただくことで、仲間を増やし、地域とつながり、みんなと支え合うという形で、健康寿命を延ばしていこうということをやっているところであります。</p> <p>詳細につきましては裏面にももう少し細かく書いてあります。個人で参加するやり方、先ほどご説明しました登録団体に入ったり、あるいはそこに参加したりということでポイントを獲得して、それがたまると、2割は長寿応援ファンド、このファンドですけれども、これの2割を寄附していただいて、様々な地域の活動などに使っていくということで、こちらは寄附を頂いております。残りの8割につきましては区内共通商品券と交換する。もしくは、こちらに記載の様々な基金などに寄附することもできるという仕組みとなっておりますのでございます。</p> <p>再び資料8のほうに戻ります。こちらは平成21年度から始めまして、今年で15年になります。これまで多くの方にこの事業に参加していただいているところですが、やはり時の経過とともに様々な課題なども見えてきたところです。この間、区でも杉並区の実行計画などでこれまでの事業の実施状況などについても検証を行いまして、よりよい制度としていくために事業の見直しを計画して、現在検討しているところでございます。</p> <p>今回は、実施状況、可能な限り数字も別添でおつけしておりますけれども、これらの状況などを踏まえて、我々が課題として考えていること、それを踏まえた見直しの方向性という形で少し整理をさせていただきました。今回、まだ現時点では最終的な見直し案が固まる前に、やはり多くの方からご意見を伺いたいという趣旨で今日はお話しさせていただきまして、今後の見直しの参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、資料8の2番の「事業実施状況から見た課題」と「長寿応援ポ</p>

イント事業の実施状況」を両方見ながらという形をお願いできればと思います。

まず最初に、1つ目、「事業参加者に関する課題」と記載させていただいております。まず、別表1と併せて見ていただければと思いますが、これは昨年度の年齢別の活動人数及び交換ポイント数で記載をしております。見て分かるとおり、ほとんどが75歳以上、大体80代、89歳までの層が多くて、約8割を占めている状況でございます。一方で、今働いている人も多いということで、65歳未満の層は非常に少なくなっている。もちろんいきがい活動の参加要件が75歳からとなっていることもあるんですけども、やはりこの層が多いというところで、今、介護予防ですとか、健康増進という観点などから考えてみますと、もう少し若い層の事業参加機会を増やすことが必要ではないかということで課題として挙げております。

次に、別表2、長寿応援ポイント事業に関するアンケートですが、これは3年ごとにやっています高齢者実態調査の結果から抜粋させていただいております。長寿応援ポイント事業を知っている方は平成21年の事業開始後から当然だんだん増えてはいたんですが、少なくともこの高齢者実態調査の中でアンケートをしている限りでは、近年では知っている人の割合は必ずしも高くない。ほぼ横ばいに近い状況になっております。令和4年度、今回やっているのはまだ速報値ではございますけれども、今20.6%という状況でございます。

この内数というところで、長寿応援ポイント事業を知っているが、参加したことがない人がだんだん減っているということで、事業を知っている人は取りあえず1回はやるというところで、知っている人の中で参加したことがない人がいる。ただ、同時に、以前は参加していたけれども、活動には参加しないという人も併せて増えている状況でございます。そういう意味で、参加の継続性というところも1つ課題としてあるかなと考えております。

2つ目に、「団体活動ポイント付与に関する課題」を挙げさせていただいております。活動団体数につきましては、令和元年度までは右肩上がりが増えてきておりました。ただ、2年度、3年度につきましては、コロナ禍もあって、活動ができなかったりということで若干減少しております。4年度以降の状況がどうなるかというところもあるので、そこは見ていかなければいけないんですが、ここの活動状況についての課題とともに、健康増進活動につきましてはコロナ禍前からその団体登録数も減少しているということで、ここはどこを切り口にしてマイナスという値を出すかにもよるんですけども、29年度比でいくと、こちらの活動は非常に少なくなっている状況でございます。

それから、別表4ですけれども、ポイントシールの発行状況でございます。全体としてはいきがい活動が一番多いんですけども、地域貢献活動は1回参加すると5ポイントで、当然これは5倍になりますので、そうすると、地域貢献活動が全体の約3分の2を占める形になっている。そういう意味で、5ポイントという比率、ここの高さというところも1つ課題であるかなと考えております。

それから、別表の裏面も併せて御覧いただければと思うんですけども、ここの続きという観点で、ポイント発行上位50団体のところで数字を出させていただきました。これでいきますと、全体で今1,350あるわけですけども、上位50団体で令和3年度のところだけ占有率を出しておりますけれども、約半分を地域貢献活動44団体でその占有率は約半分という状況になってございます。その一方で、いきがい活動のポイント数は1回1点という

ところもあるんですけども、そちらのほうは地域貢献活動と比べると少なくなっているところがございます。

それから、別表6です。ポイント上限は年間最大600ポイントで、それ以上については繰越しという形になっています。こちらは事業を始めてから、22年度から29年度は略させていただいておりますけれども、この間、達成者は非常に増えているということで、30年度が300人とピークになっています。こちら元年度以降、元年度末ぐらいからコロナもあったので、そのところが今後どうなるかということもあるんですけども、またこちらの活動が戻ってくれば、その活動をする回数も当然増えていくことは推測されることから、ポイント上限達成者も増えているというところがございます。

あと、別表7です。では、その地域貢献活動の活動内容別で言いますと、昨年の11月現在の段階でいきますと、やはり防犯・安全、環境・美化が全体の約半分で、これらの活動は割と毎日繰り返して行われるということもあり、これが毎回5点という形でポイントを付与していくと、比較的早い段階で600ポイントになると思っております。

最後に、3番の「ポイント繰越しに関する課題」です。これは先ほどの別表6と関わりますけれども、やはりポイント上限に達するケースも増えていると。この間、事業者さんとか、いろいろなところでお話を伺っている限りでは、中にはポイント上限に達するとその後活動しない。また、ポイントもたまっているんで、翌年度そのポイントでまた交換ができるということで、ポイント交換がメインになってしまうという意味で、活動趣旨から少し課題があるのではないかと考えております。

また、ポイントは今現在、3年間繰越しができるようになっております。繰越しに当たっては年度が変わるごとに新しい繰越しシールを貼ってポイントを記入するという形で取扱いをしていると。こちらはゆうゆう館の窓口ですとか、あと1階にも窓口がありますけれども、そういうところでやっているんですけども、複数年のシールが貼られておりますので、どれが失効しているかということも誤りの1つの原因にもなりかねないという運用面での課題のご意見も頂いております。

最後に、「ポイントシール責任者への謝礼に関する課題」ということで、各団体にポイントシール配布責任者になりますと、その活動した月に謝礼として実は商品券を500円分お渡ししております。ただ、1人の方が複数の活動団体をつくってその管理責任者になっているケースもあって、別表8にもありますが、最大で8個のポイントシールの配布責任者になっていると。これでいきますと、8団体で、かつ毎月全て活動していくと、1回500円で4万8,000円分の謝礼が出るという形になります。8団体を管理している人は1人という状況ではありますけれども、複数やられている方も出てきているということで、団体の規模とか、活動の実績とか、それぞれみんな違う中で、この取扱いについては検討する必要があるのではないかと考えております。

これを踏まえた「見直しの基本的な方向性」、資料8の裏面になります。まず1つは、参加対象年齢の見直しを検討していきたいと考えております。先ほども申しましたように、今、社会情勢の変化もありますので、60代前半の方は今仕事をされているという状況、またその一方で、介護予防などの観点から75歳未満の方の活動、この辺りをどうしていくか検討したいと考えております。

それから、2番で付与ポイントの見直しということで、いきがい活動などが1点に対して、地域貢献活動が5点で、ポイント上限に達する状況ですと

	<p>か、そのようなところなども含めて配分を見直す必要があるかなと考えております。今日資料にはおつけしていないんですけども、高齢者実態調査の中でも、この事業に参加しない方の理由の中で、約2割ぐらいの方は団体として参加はしたくない、個人で参加したいというご意見などもあるということで、やはり個人でも参加可能な活動ですとか、繰り返しお話ししています介護予防ですとか、そのようなところなどもこれからの高齢化を見据えまして、より参加を推進していきたい活動などのほうにポイントの充実を図ることを検討していければと考えております。</p> <p>3つ目として、ポイント繰越しに関する見直しということで、先ほどの手続の関係ですとか、上限の関係なども含めて、ここをより分かりやすい方法の見直しを検討したいと考えております。</p> <p>それから最後、ポイントシール配布責任者に対する謝礼の見直しということで、こここのところの取扱いについてどのようにしていくか、規模ですとか、活動実績なども含めて考えていければと思っております。</p> <p>最後、その他です。これまでの様々な実施状況ですとか、そのようなことも含めて今検証しているところではあるんですけども、そのほかにゆうゆう館の方ですとか、事業を委託でやっていただいている方、実際に事業に参加していただいている方への意見聴取やアンケートなども今行っているところですので、これらの結果なども踏まえて見直し案を策定していければと思っております。</p> <p>私たちとしましては、こういう形で方向性は今回ご説明させていただきましたけれども、もしほかにこういう視点があるのではないかというご意見などもあれば、ぜひ今後の見直しに役立てていきたいと思っておりますので、ご意見を頂ければ幸いです。私からの説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。これは先ほどのまさに元気高齢者対策の事業なので、厳密に言うと介護保険運営協議会の守備範囲ではないわけなんですけど、最初に課長が言われたように、多くの方からご意見を頂きたいということで、この場でご紹介いただいたということですか。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この長寿応援ポイントの原資になっているのは、介護保険料から出ているんですか。それとも区の財政の一部を使ってということなんでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>この事業につきましては区の予算でやっております。ただ、一部特財、いわゆる補助金とかは入っております。介護保険のほうのは入っておりません。</p>
委員	<p>ということは、さっきもちょっとお話に出ていましたけれども、高齢者だけが対象でなくても、区民全体に広げて活用していくことも可能であるということですね。</p>
会長	<p>高齢者向けの事業としてスタートしたと。当初、自分も大いに責任があるんですけど、準備段階の準備委員会の委員で、長寿応援ポイント事業運営委員会の委員長をずっとやっていました。なので、こういう問題を起こした責任は私にあるんですけども、もともと高齢者の介護に関する事業は区にいっぱいある。だけれども、介護予防につながるような、あるいは介護予防に直接まだひっかからないような方たちのための元気高齢者対策が区の事業としてほとんどなかったの、その元気高齢者事業としてスタートしたといういきさつがあります。ですから、当初から65歳以上。</p> <p>ただし、杉並区民の平均寿命などを考えていくと、やっぱり75歳以上がいきがい対策の対象だろうなど。しかし、健康づくりだったらもっと若いところから始めたほうがいいだろうし、当時、高年齢者雇用促進措置がまだスタートする前だったので、あるいは65ぐらいからだボランティア活動を</p>

	<p>する人もいるだろうなとか、そういう当時の状況から高齢者ということでスタートした事業ではあります。</p>
委員	<p>このような高齢の方を応援するというポイント活動で、たしか愛知県のほうだったと思うんですけども、そちらでは割と生活に直結するようなポイント交換という感じで、例えばお米とか、何か本当に高齢者の方の生活に直結するようなもので、目に見えて分かるようだと非常に参加率が高く、効果を上げたというのを聞いたことがあるんですね。このポイントってすごく細かいものだから、もうちょっと分かりやすい感じで、こういうふうにすればこういうことに役に立つとか、利益になるということが分かれば、もっと参加率も上がるんじゃないかなと。</p> <p>今のご高齢の方はそんなにスマホを使っていらっしゃる方が多いですけども、これから例えば、それこそ団塊ジュニアの人たちが高齢になっていく頃にはきっとスマホの使用率も高まると思うので、今シールを台帳に貼ってやっていることが、スマホのアプリを使ってもうちょっと簡単に活用していける世の中になっていくかなと思うので、そういうのを見据えて。</p> <p>あと、本当にご高齢の方だけを対象にということであればこの内容でいいのかなと思うところもあるんですけども、もうちょっと対象を広げて、いろんな人が参加しやすい形にすれば知識としても広まるかなとも思いますし、若い方が参加することで内容も活性化するんじゃないかなと。そこで、高齢の方のポイント数を若い人に比べて少し上げてあげるとか、ちょっとそこはいろいろ工夫できるんじゃないかなと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>ありがとうございます。23区の状況も調べているんですけども、こういう形でいきがい活動まで含めてポイントをやっているところは非常に少ないのが現状です。多くのところはいわゆるボランティアポイントとかいうような形で、例えば介護施設とかに行ってボランティアをすると、シールでやる場合もあるし、スタンプでやったり、そういう形でポイントをためるところは多いと聞いております。中には、そこはいきがいかは入っていないので、ボランティアとかが中心ではありますけれども、年齢を幅広くやっているところもありますれば、参考にさせていただきます。</p>
会長	<p>ポイントというのは確かに分かりにくいんですが、最後は区内共通商品券に換わってきて、商店街連合会もこれで大分助かっている部分もあるという非常に欲張りな事業ではあるんですよね。それから、今、課長からのご説明にもあったけれども、品川区だったですかね。ボランティア活動だったらポイントを出しますよというところはあるんですが、いきがい活動のように、区民が自発的につくった団体や活動にまでポイントを出そうというのはこれしかないですね。区が指定した活動をしたらポイントという縛りをなくしたのが1つの売りではあったんです。ただ、それがうまくいく場合と、いき過ぎちゃう場合が起こってきているのが現状だということだと思うんですね。</p> <p>こういう方向での見直しというのは、田部井参事が高齢者施策課長だったときにも1度取り上げられたんですが、やはり関係される方々のご意見などいろいろ入れていくと、なかなか先へ進めないでずっときちゃったんですけども、ここから改めて前へ進みたいという部課長のすごく強い意気込みがここに出ているなと思って聞いておりました。</p> <p>ほかにもどなたかご意見がある方、いらっしゃいますか。</p>
委員	<p>2点お願いします。見直しの基本的な方向性の(1)の参加対象者についてです。ポイント対象者がいきがい活動は75歳以上になっているんですが、例えば同じ講演会や学習会に参加する場合、75歳以上の方はポイントシー</p>

	<p>ルを持って帰られる。そして、以下の方はなし。反対に介護予防、地域貢献学習、ああ、私はまだ 75 歳じゃないから、これはポイントがつかないんだわと思うと、どうぞといただける。なので、このポイント対象年齢を同じ年齢、何歳とは申しませんが、60 歳なら 60 歳からとか、同年齢、ポイント対象年齢を全部同じにさせていただけたらなということが 1 つ。</p> <p>それから、(3) のポイント繰越しに関する見直しは、今 3 年間だと思うんですが、これを単年度、ポイントの交換期間を 1 年間にすればいかがかなと思いました。以上でございます。</p>
委員	<p>この応援ポイントを皆さんがご存じかどうかの周知という面では、この数字を見ますと 4 分の 1、あるいは 5 分の 1 ぐらいの方しか知られていない。区のサイドではどのような形で皆さんに、例えば区報とか、そういうのに載せていらっしゃるかと思うんですが、ほかにもっと方法としてどういうふうにお知らせしているかお聞きしたいと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>そのほかに例えばホームページですとか、あと、ゆうゆう館でいきがい活動をやられる方もいらっしゃいますので、そういうところにこのチラシとか、そのような形で周知は行っているところですよ。</p>
委員	<p>ご高齢の方が行かれる場所に主だって周知されているということですかね。</p>
高齢者施策課長	<p>現状としてはゆうゆう館とか、そういうところに置いております。</p>
会長	<p>初めの頃は薬局にポスターを貼っていただいたなんてこともありました。</p>
委員	<p>広い範囲で周知をすれば、ご高齢の方以外、ご家族とかが「お父さん、行ってみたら」とか、そういう方向でもう少しパーセンテージが上がっていくような、例えば銭湯とかもお年寄りが通われるところですけども、もっと皆さんがよく知るための手段みたいなものをあげていく必要があるんじゃないでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>周知の方法については、見直しをしていく場合にはまたこう変わりますというところは出てきますので、当然その周知の方法も含めて考えていきたいと思えます。</p>
委員	<p>周知の方法に関係しているかもしれないんですけども、私、高井戸の環境センターに一度参加したことがあるんです。環境センターのパンフレットにありまして、一番下に 60 歳以上の方 1 ポイントとか書いてあって、多分そこは勉強会だったから 75 歳以上。それで、もらえなかったんですけども、ただ、受付の方がこれを知らない、説明できない。行って不快な思いをしたので、周知という言葉と広報とはまた別だと思うんですね。税金がもとになっているものだったら、分かりやすく、特に高齢者だったら、または関係ない家族や若い人でも知っているというものが本当の周知だと思いますので、ちょっとご一考ください。</p>
高齢者施策課長	<p>この応援ポイント、先ほど管理者のお話もしましたけれども、シールの管理をしている方、高齢者団体の方もいらっしゃったり、様々な方がいますので、この制度の周知だけではなくて、仕組みとか、そういうところもきちんと伝えられるようにしていきたいと考えております。ありがとうございます。</p>
会長	<p>もうお一方ぐらいご意見があれば……。</p>
委員	<p>この長寿応援ポイントの仕組みは、私も最初知ったとき、とてもおもしろい仕組みだなと思いましたし、高齢者が地域に出ていって、出ていけばいく</p>

	<p>ほどファンด์がたまっていって、それがまたいろんな地域活動の助成金の原資になってということで、地域の中で循環する仕組みとして非常におもしろい仕組みだと思っています。</p> <p>先ほど会長もおっしゃっていた、自発的な市民の活動にもこれが使えるところが私は結構みそだと思っています、そこではそういう自発的な市民が行う場に参加しても1ポイントもらえるし、ボランティアな活動としてその運営を担ったり、そういうボランティアの人たちにも逆に5ポイントがもらえるというような。そういう意味では、自発的な市民の活動を間接的に区が支援しているという形になっているのかなと思うと、私はそういう部分はすごく大事にしてほしいなと思っていますので、またその辺は実際に活動している団体の声を、いわゆるアンケートみたいな形で聞くんじゃなくて、対話できるような場をつくっていただいて、それぞれ何がいいのかとか、何が課題かということのやり取りができるような場があるといいなと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今、委員が言われたみたいに、いろんな団体が参加しているんですね。地域の団体の中で、特に高齢者やその予備軍のような形たちがたくさん入っているような団体に関連しているということなので、一片のアンケート調査というよりは、幾つかのところを訪ねてお聞きになっていくことは必要な作業かもしれないですね。いろいろ課題がある中、大変ですけども、ぜひご検討いただきたいと思います。</p> <p>また、今日は時間の関係があるのでここで終わりにいたしますけれども、もしお考えになること、あるいはご意見があれば、高齢者施策課のほうへお伝えいただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、予定された報告事項は終わりになりますが、あと「在宅医療と介護の今」というのが配付されていますので、もし可能でしたらこれについて一言ご説明いただけますか。</p>
<p>在宅医療・生活支援センター所長</p>	<p>在宅医療・生活支援センター所長です。ありがとうございます。</p> <p>この「在宅医療地域ケア通信」につきましては年に3回発行してございまして、今回、2回目がちょっと遅れたものですから、7月発行のもの、11月発行のものというふうに、ちょっと古いんですけども、お手元にお配りしております。</p> <p>この在宅医療・生活支援センターでは、ご自宅などで在宅療養をされている方を医療や介護の方面からしっかり支えていくという仕組みづくりをしております。そういうことで、在宅医療に関わる医師や先生方、それから介護の関係者の方、ケアマネであったり、訪問看護、訪問介護等々の事業者の方に集まってお話していただき、その地域の課題をお話ししていただいたり、情報交換、顔の見える関係性をつくっていただくということを行っております。</p> <p>この2号に関しましては、ちょっとお時間がない中ですが、主に在宅医療地域ケア会議のご報告をしております。薄緑色のほうを御覧いただきますと、この在宅医療地域ケア会議は井草、西荻、荻窪、阿佐谷、高円寺、高井戸、それから方南・和泉という7圏域それぞれで開いております、その地域の特性に合わせた課題についてお話をいただいております。今も順次開催していただいておりますけれども、そのときのお話し合いになった状況などを報告させていただきたいと思っております。特に今回、圏域ごとのリーダーのお医者様からいろいろお話を伺っておりますので、その模様も掲載しておりますので、どうぞご参考にしていただければと思います。お時間いただきまして、ありがとうございました。</p>

会長	ありがとうございました。医師会の先生、何かこのこととおありでしょうか。
委員	この地域ケア会議もそうですし、今、ICTを使ったオンライン会議とか、いろいろやっているんですけども、そのおかげでいろんな職種の方と顔の見える関係が大分できてきたということ。あと、ここにいらっしゃる歯科医師会、薬剤師会との連携も非常に活発になってきてまして、いろんな情報交換ができるようになっていきます。 あと、最近では保健所とか、ケア 24 等のいろんな連絡できる窓口をつくって、それを ICT 上で、例えばコロナの在宅療養の方の支援の情報とか、いろんなことのやり取りができるようになりまして、大分そういう情報交換が活発になってきております。この関係者の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。以上です。
会長	委員は何かおありですか。
委員	先生のおっしゃるとおり、やっとなら交流が増えてきたという感覚ですが、できれば予算の関係もあるんでしょうけれども、その施設に衛生士さんが 1 人いるとありがたいなとずっと思っております。以上です。
会長	委員、いかがですか。何かありますか。
委員	今お話がありました地域ケア会議にも薬剤師が参加させていただいて、多職種連携が本当に重要だなと日々感じているということも薬局のほうからも伺っております。 そして、先ほどお話がありました、以前、このポイントを薬局のほうにも配ったというお話があったので、また皆さん、いろいろ宣伝するときにはぜひ薬局を利用していただいて、貼らせていただけたらなと思っております。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。 では、ケアマネジャー代表ということで、委員、お願いできますか。
委員	私は荻窪圏域のほうで参加させていただいているんですけども、先ほど委員がおっしゃられていた、「杉介(すかい) ネット」のオンライン会議とダブルリンクして、かなり情報連携が密に、リアルタイムでできるような輪が広がってきていることを実感しています。今回の歯科医師会のテーマを持ったオンライン会議もそうで、大変たくさんの方が参加して、ケアマネ協議会でも今 70 件を超える登録をしていただいているような感じなので、しっかりと多職種に広げていけるように私たちも周知していきたいなと思っております。ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。顔の見える関係が地域にできるというのはすごく大事なことだと思いますので、オンライン、ICT の活用を含めてぜひ継続していただければと思います。 それでは最後、その他ということで、高齢者施策課長、お願いいたします。
高齢者施策課長	長い時間、お疲れさまでした。次回、第 3 回の介護保険運営協議会の予定でございますが、3月 28 日火曜日を予定しております。正式な通知につきましては後日改めてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	また火曜で申し訳ないんですが、金曜日というと 31 日で、これはできないということになってしまいました。次回、3月 28 日に予定しておりますので、ご予約くださいますようお願いいたします。 それでは、これで本日の介護保険運営協議会を閉じたいと思います。ちょ

	うど時間でもございます。ご協力いただきましてありがとうございました。
--	------------------------------------